

福 山 地 区 消 防 組 合 規 約

〔平成 2 年 4 月 1 日〕
〔広島県指令地第84号許可〕

改正 平成 3 年12月18日指 令 地第 84 号許可
平成 4 年10月 1 日指令地方第 54 号許可
平成 7 年 3 月 3 日指令地方第 92 号許可
平成 8 年 3 月29日指令地方第 97 号許可
平成11年 2 月 1 日指 令 市第 63 号許可
平成15年 2 月 3 日指令市行第 26 号許可
平成16年 2 月 5 日指令市行第 55 号許可
平成16年10月21日指令市行第 59 号許可
平成17年 1 月12日指令市行第 82 号許可
平成18年 1 月25日指令地行第 44 号許可
平成19年 2 月 2 日指令市行第 74 号許可
平成20年 1 月 7 日指令市行第 82 号許可
平成21年 1 月19日指令市行第 89 号許可
平成24年 3 月22日指令市行第 89 号許可
令和 2 年10月23日指令市行第531号許可

第 1 章 総 則

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、福山地区消防組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第 2 条 組合は、福山市、府中市及び神石郡神石高原町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第 3 条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 関係市町の区域の消防に関する事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）
- (2) 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成11年広島県条例第34号）の規定により、関係市町が処理することとされた事務のうち、次に掲げるもの
ア 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）及び火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）に基づく事務

イ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号）、液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）及び一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）に基づく事務

ウ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく事務

（組合の事務所の位置）

第4条 組合の事務所は、福山市沖野上町五丁目13番8号に置く。

第2章 組合の議会

（組合の議会の組織）

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、20人とし、関係市町の定数は、次のとおりとする。

福山市 16人

府中市 3人

神石高原町 1人

（組合議員の選挙の方法）

第6条 組合議員は、関係市町の議会において議員のうちから選挙する。

2 組合議員に欠員を生じたときは、その組合議員の属する市町において直ちに欠員の組合議員を選挙しなければならない。

3 関係市町の議会の議長は、前2項の規定により組合議員が確定したときは、直ちにその者の住所、氏名、生年月日及び選挙の日その他必要な事項を組合の議長及び管理者に通知しなければならない。

（組合議員の任期）

第7条 組合議員の任期は、当該関係市町の議会の議員の任期による。

第3章 組合の執行機関

（組合の執行機関の組織及び選任の方法）

第8条 組合に管理者1人、副管理者3人及び会計管理者1人を置く。

2 管理者は、福山市長をもって充てる。

3 副管理者は、福山市長が指定する福山市副市長1人及び福山市を除く関係市町の長をもって充てる。

4 会計管理者は、福山市会計管理者をもって充てる。

（管理者及び副管理者の任期）

第9条 管理者及び副管理者の任期は、当該関係市町の長の任期による。ただし、福山市副市長を

もって充てる副管理者にあつては、福山市の副市長の任期による。

(監査委員)

第10条 組合に監査委員 3 人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、人格が高潔で地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下「識見を有する者」という。）を 2 人及び組合議員のうちから 1 人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期による。

(補助職員)

第11条 組合に、消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第 1 項に規定する消防吏員及びその他の職員を置く。

2 前項の職員のうち、消防長は管理者が任命し、消防吏員及びその他の職員は、管理者の承認を得て消防長が任命する。

3 第 1 項の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りではない。

第 4 章 組合の経費

(組合の経費の支弁の方法)

第12条 組合の経費は、関係市町の分担金、手数料及びその他の収入をもって充てる。

2 前項に規定する関係市町の分担割合は、組合の議会の議決により定める。

附 則

1 この規約は、広島県知事の許可のあった日から施行する。

2 平成 2 年度における関係市町の分担金は、第12条第 2 項の規定に係わらず、関係市町の長が協議のうえ別に定める。

附 則（平成 3 年12月18日指令地第84号許可）

この規約は、広島県知事の許可があった日から施行する。

附 則（平成 4 年10月 1 日指令地方第54号許可）

1 この規約は、広島県知事の許可のあった日から施行する。

2 組合は、平成 4 年 9 月30日をもって解散する深安消防組合及び芦品地区消防組合の事務を承継する。

附 則（平成 7 年 3 月 3 日指令地方第92号許可）

この規約は、広島県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月29日指令地方第97号許可）

この規約は、広島県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成11年 2 月 1 日指令市第63号許可）

この規約は、広島県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成15年 2 月 3 日指令市行第26号許可）

この規約は、平成15年 2 月 3 日から施行する。

附 則（平成16年 2 月 5 日指令市行第55号許可）

この規約は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年10月21日指令市行第59号許可）

この規約は、平成16年11月 5 日から施行する。

附 則（平成17年 1 月12日指令市行第82号許可）

この規約は、平成17年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 1 月25日指令地行第44号許可）

この規約は、平成18年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 2 月 2 日指令市行第74号許可）

この規約は、平成19年 4 月 1 日から施行する。ただし、第11条第 1 項の改正規定は、広島県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成20年 1 月 7 日指令市行第82号許可）

この規約は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 1 月19日指令市行第89号許可）

この規約は、平成21年 3 月24日から施行する。

附 則（平成24年 3 月22日指令市行第89号許可）

この規約は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年10月23日指令市行第531号許可）

この規約は、令和 2 年11月 1 日から施行する。